

臨床検査システムの仕様（詳細）

臨床検査システムにおいて次に掲げる仕様を満たすよう、外注検査システムを構築すること。

1 検査の外部委託の方法

(1) 回線

情報セキュリティ上、病院外に情報を発信するシステムとは回線接続しない。

(2) 検査依頼

一般財団法人医療情報システム開発センター（以下「MEDIS-DC」という。以下同じ。）が作成するフォーマット（ただし、検査項目コードは準拠されていない。）に準拠して電磁的記録として依頼を作成し、電磁的記録物を介して受注者に依頼する。

(3) 検査報告の受理

MEDIS-DCが作成するフォーマットに準拠した検査結果を、電磁的記録として電磁的記録物を介して臨床検査システムに受理するとともに取り込み、病院内で実施した検査項目と同様に結果を参照する。

(4) 専用メニューの設置

外部委託専用のメニューを設定し、外部委託する属性と検査項目等を一覧に出力できる。

(5) 進捗状況の確認等

ア 検査依頼した検査項目の抽出、受付属性単位での外部委託検査の進捗状況（依頼及び結果報告の実施について等）を確認できる。

イ 検体情報（依頼内容及びコメント等）を参照することができるが、検査結果の参照は外部委託検査のみを対象とする。その他運用に必要な情報提供を行う。

(6) 電子カルテとの連携

㈱富士通が作成した検歴インターフェイスと互換性を持ち、電子カルテに送信した検査結果等の内容（臨床検査システム上で編集したものを含む。）を、電子カルテ上で参照及び印刷等できる。

2 検査結果の入力

(1) 検査結果の桁数

検査結果は最大14バイトで表示可能であるが、一部8バイト以内とした項目が存在する。桁数が多い場合、「>」及び「<」等の符号以外については、受注者及び発注者の協議が必要である。

(2) 基準範囲への対応

電磁的記録物から検査結果を取り込むときに、最新の基準範囲を入手するとともに、基準範囲マスタへの登録操作をしないで当該マスタを自動更新することにより、常時最新の基準範囲マスタを維持できる。

臨床検査システムから電子カルテには、電子カルテ上表示閲覧可能な電子的記録（基準範囲、単位並びに「L」及び「H」の表示を含む。）を送信し、電子カルテ専用端末において参照及び印刷できる。

3 別紙による報告への対応

画像結果（パターン、波形及び画像を含む別紙報告書をいう。）について、電磁的記録（PDF ファイル）として取り込む。

4 各種マスタの取扱い

(1) 検査項目の変更

ア 検査項目の廃止及び新規追加等のマスタ変更については、それに係る受注者が提出する依頼書及び必要書類に基づき行う。

イ 原則として、現行のマスタ上の検査項目の項目コードを変更しないため、新規に検査項目を追加するときは、契約締結後に発注者及び㈱テクノラボ及び富士通と速やかに協議できるよう、受注者による調整及び検証を必須とする。

なお、測定方法及び基準範囲が異なる検査項目は、原則として、新規検査項目として登録する。その際、検査項目コードは発注者が決定する。

(2) 初期設定時の対応

㈱テクノラボ及び富士通と協議し、障害が発生しない方式を受注者が構成する。

(3) リハビリとの連携

病院とリハビリはV-LAN接続され、同様の各種マスタを取り扱う。ただし、検査依頼等の入力内容を他院で変更することはできない。

5 倫理指針対象項目の取扱い

倫理指針対象項目（染色体及び遺伝子検査をいう。）については、文部科学省・厚生労働省・経済産業省「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」に従い、システム上ペーパーレス化及び電磁的記録の暗号化（匿名化等）により処理している。病院内での参照権限も制限している。

病理支援システムの仕様（詳細）

病理支援システム（Dr.ヘルパー；㈱マイティネット）において次に掲げる仕様を満たすよう、外注検査システムを構築すること。

1 検査の外部委託の方法

(1)回線

情報セキュリティ上、病院外に情報を発信するシステムとは回線接続しない。
電磁媒体（SSD）は、運用上停滞しない数を受注者が用意すること。

(2)検査依頼

病理支援システムにおいて、電磁的記録として依頼ファイル及び依頼書を作成し、電磁的記録物を介して受注者に依頼する。
紙で依頼しないと発注できない項目については、別途協議すること。

(3)検査報告の受理

検査結果を、用紙報告とともに、用紙報告内容と相違ない電磁的記録を電磁的記録物を介して病理支援システムに取り込むこと。
用紙報告のみの場合は、原則 JPEG として自動取り込み及び連携ができること。

2 各種マスタの取扱い

(1)検査項目の変更

- ア 検査項目の廃止及び新規追加等のマスタ変更については、それに係る受注者が速やかに行うこと。
- イ 原則として、現行のマスタ上の検査項目の項目コードを変更しないため、新規に検査項目を追加するときは、契約締結後に発注者及び㈱マイティネットと速やかに協議できるよう、受注者による調整及び検証を必須とする。

(2)初期設定時の対応

㈱マイティネットと協議し、障害が発生しない方式を受注者が構成する。